

事務連絡  
平成 30 年 3 月 30 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課  
廃棄物規制課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令別表第 1 の 4 の項の中欄に  
掲げる施設（感染性廃棄物関係）の追加について

廃棄物行政の推進につきましては、日頃より御尽力頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号。以下「改正法」という。）が平成 29 年 6 月 2 日に公布され、これに伴い、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成 30 年政令第 55 号。以下「整備政令」という。）が平成 30 年 3 月 16 日に閣議決定され、同月 22 日に公布されたところです。整備政令により廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「廃掃法施行令」という。）の一部が改正となり、廃掃法施行令別表第 1 の 4 の項の中欄に掲げる施設に「介護医療院」が追加されることとなりました。これにより、同欄は別添 1 のとおりとなります。

なお、介護医療院の概要については、別添 2 の平成 29 年 6 月 2 日付け医政発 0602 第 4 号・社援発 0602 第 10 号・老発 0602 第 3 号厚生労働省医政局長、社会・援護局長及び老健局長通知「「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）」を御参照ください。

また、廃掃法施行令の改正箇所の施行日につきましては、整備政令において平成 30 年 4 月 1 日となっております。

貴部（局）におかれましては、円滑な施行を行えるよう、よろしく取り計らいいただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内市区町村に対して周知をお願いします。